

世田谷区会計年度任用職員定数管理基準

(目的)

第1条 この基準は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の定数及びその管理方法を定めることを目的とする。

(対象職員)

第2条 この基準が対象とする会計年度任用職員は、区長、教育委員会又は選挙管理委員会の各執行機関において任用する会計年度任用職員とする。

(定数)

第3条 会計年度任用職員の定数（以下「定数」という。）は、一会計年度において2,915人とする。

2 定数は、常勤職員に換算した人数（各職について定められた任期中の必要な勤務時間数の合計を1,953で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。以下同じ。）として定める。

3 次に掲げる職に任用される会計年度任用職員は、定数に含めないものとする。

- (1) 育児休業等により職員の欠員が生じた際に、当該職員の代替となる職員を任用する職
- (2) 職員の休暇等の事情により、当該職員の代替として日を単位として任用する職
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職の性質から定数の算定に適さない職

(定数の管理)

第4条 定数の管理は、総務部長が行う。

2 総務部長は、定数を超えて会計年度任用職員が任用されることが見込まれる場合は、速やかに会計年度任用職員の任用数を定数内に収めるための措置を講じなければならない。

(任用基準数)

第5条 総務部長は、会計年度任用職員の適正な任用管理を行うことを目的として、会計年度任用職員の職の必要性及び必要な任用数を精査し、別に定める様式により年度ごとに各職の任用基準

数（会計年度任用職員の任用数の上限をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

- 2 会計年度任用職員の任用の手続を行う部の部長（教育委員会事務局の各部長及び選挙管理委員会事務局長を含む。以下同じ。）は、各職に定められた任用基準数を超えないように当該年度における任用数の管理を行うものとする。
- 3 会計年度任用職員の任用の手続を行う部の部長は、年度の途中において任用基準数を変更する必要が生じた場合は、速やかに総務部長に申し出るものとする。
- 4 総務部長は、前項の申し出があった場合は、その妥当性を検討し、任用基準数の変更の可否を決定するものとする。

（任用基準数の特例）

第6条 職務内容を同一とする職について複数の勤務パターンを設定し、その組み合わせにより事業を運営する職及び時間額で報酬を定める職の任用基準数は、常勤職員に換算した人数とする。

- 2 次に掲げる職に任用される会計年度任用職員は、任用基準数による管理の対象外とする。

（1） 第3条第3項第1号及び第2号に掲げる職

（2） 前号に掲げるもののほか、職の性質から任用基準数による管理に適さない職

（その他）

第7条 この基準の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。